

令和8年3月30日

お客さま各位

佐原信用金庫

手形・小切手の最終振出期限の設定および他行（他店）を支払地とする手形・小切手の取立・入金扱いの終了について

平素は佐原信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、金融界は全国銀行協会が策定した「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画に基づき、「令和8年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げております。

当金庫では、手形・小切手の電子化に向けた取組みとして下記の対応を実施いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 実施内容について

実施内容	実施日	備考
手形・小切手の最終振出期限の設定	令和8年9月30日(水)	最終振出期限を経過して振り出された手形・小切手は当座預金からの支払いができません。
他行および他店を支払地とする手形・小切手の取立・入金扱いの終了	令和8年9月30日(水)	実施日をもって、他行および他店を支払地とする手形・小切手について、取立・店頭入金扱いの受付を終了します。※

※令和8年10月1日以降に手形・小切手を受け取られた場合は、振出金融機関や振出人等に決済方法を相談いただく必要がございます。

2. 代替サービスについて

当金庫では、手形・小切手に代わる決済手段として、「でんさい」のご利用を推奨しております。「でんさい」のご利用に際し、「インターネットバンキングサービス」をご用意しておりますので、お客さまにおかれましても、これを機に電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください。

以上